

# 建築協定から地域まちづくりルールに移行した事例

## メール・ド磯子まちづくりルール

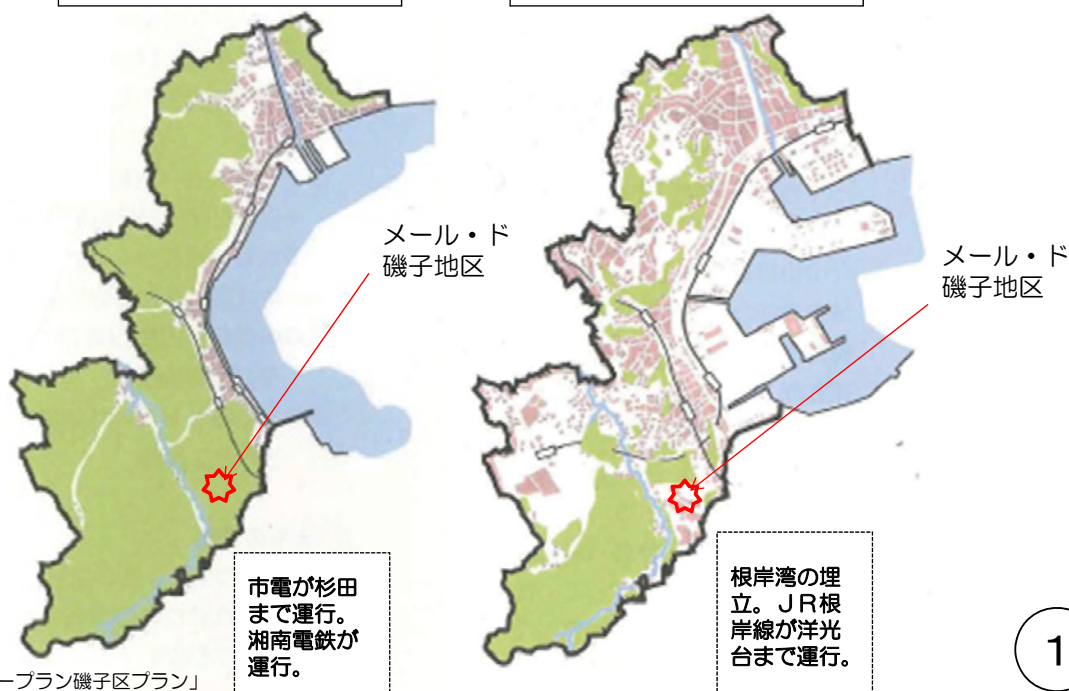
平成31年3月10日 建築協定連絡協議会 春の勉強会

### メール・ド磯子の地区の概況

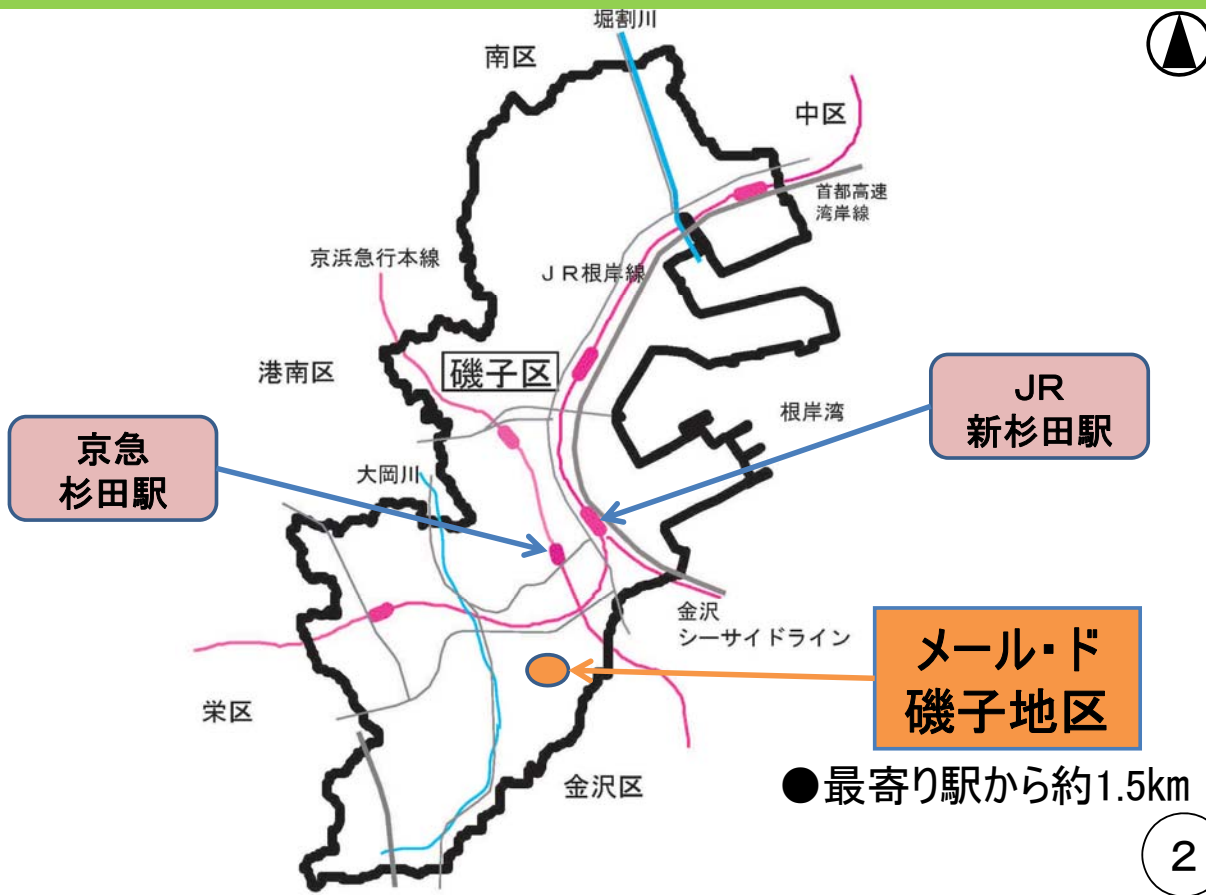
昭和30年代の根岸湾の埋立、昭和40年代のJR根岸線の延伸により、メール・ド磯子地区をはじめとした丘陵部の宅地造成が進んだ。

昭和26年（1951）

昭和46年（1971）

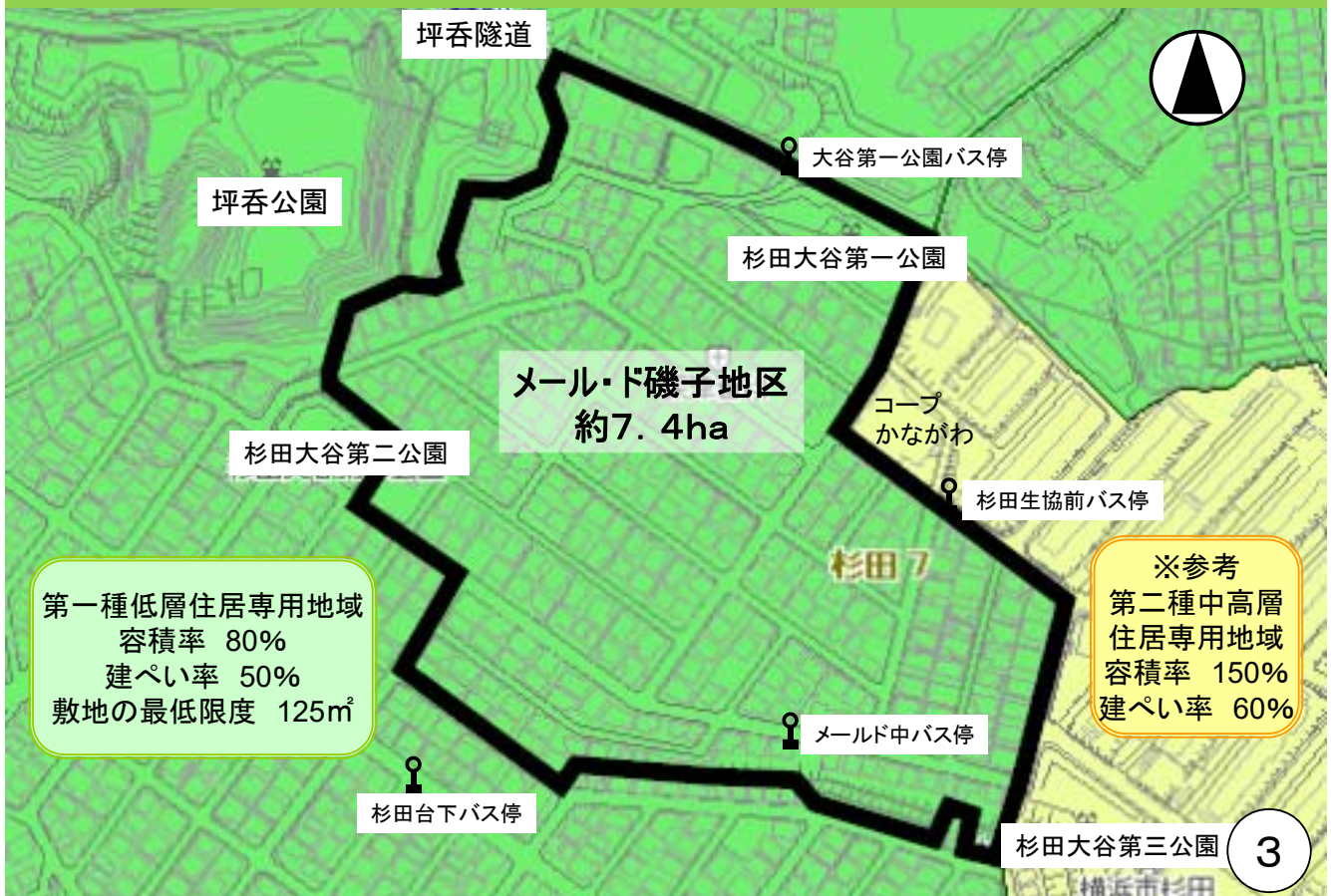


# メール・ド磯子の地区の概況



2

# メール・ド磯子の地区の概況



3

## メール・ド磯子の地区の概況

- 昭和44年から開発事業者により約300区画の住宅地が順次開発された
- 昭和45年10月24日に初期に開発された50区画を対象に「磯子団地住宅地区建築協定」が締結。
- 以降対象区域を広げ、昭和57年、平成5年、平成15年の3回にわたって建築協定を更新し、住環境の維持に努めていた。

4

## 地区の写真



5

## 地区の写真



6

## 地域まちづくりルール移行へのきっかけ

### ■平成23年1月:

建築協定区域隣接地で事前協議要望地区内にも関わらず、事前協議がないまま単身者向けのアパートが計画、建設された。

⇒それを受け地域では再発防止のため勉強会を実施。

- 平成25年3月に「メール・ド磯子地区建築協定」が期間満了することを受け、住環境を維持するため、地域のルールのあり方について検討の必要性があった。

平成23年度より検討組織を立ち上げ  
ルールづくりの検討に着手

7

## 地域まちづくりルール策定経緯

### ■ 平成23年

7月：建築協定運営委員会、自治会の役員等からなる

「メール・ド磯子・建築協定・地域まちづくりルール等検討委員会」発足

8月： 横浜市の「地域まちづくりグループ」に登録

8月～平成24年8月：

- ・検討委員会（定期：全18回、臨時全10回）
- ・住民説明会3回、アンケート2回、まちづくりニュース発行6回行う

### ■ 住民説明会、アンケート実施の内容

第1回 「ルールづくりの必要性やルールの検討項目への意見確認」

第2回 「ルールの具体的な制限項目や制限内容への意見確認」

第3回 「検討委員会からの提案に対する意見確認」（説明会のみ）

8

## 地域まちづくりルール策定経緯

### ■ 平成24年

8月～9月：2回のアンケート、3回の住民説明会を踏まえ、

「地域まちづくりルール」のを作ることについて意向確認

### ■ 最終意向調査結果（平成24年8月27日実施）

- ・配布数 : 314 （地区内居住者、関係地権者へ配布）
- ・回収数 : 276 （回収率87.9%）
- ・回答内容：賛成**264**、反対7（主な意見：建築協定の方がいいのでは、他）

11月18日：臨時総会において、「メール・ド磯子まちづくりルール」が承認され、自主ルールとして運用開始

横浜市の「地域まちづくりルール」認定を諮ることが決議

■ 出席者247名（内委任状211名）により、**多数の賛同を得て議決**

住民アンケート等の結果、“地域全体でルールを守る”、“高齢化社会への対応”、“柔軟なまちづくりをしたい”、という思いから、みんなで守る「地域まちづくりルール」への転換を決定

9

# 地域まちづくりルール策定経緯

## 地域まちづくりルールを策定するにあたっての検証

建築協定	地域まちづくりルール
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意した方同士の契約行為として守られる。(合意した方だけで守るため、地区内の一部に非合意の方がいる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールがかかる範囲が地区全域になる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・締結後、所有者等が変わっても効力が続く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が変わってもルールの範囲は変わらない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の建て方を制限できる。(生活環境のマナーなどを定めることができない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の建て方の制限に加え、生活環境のマナーなども定めることができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間が10年であり、一般的にそのままでの内容で1回継続することが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間が6年であるため、時代の変化や地域の実情にあった内容にできる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築協定に加入した敷地で違反があった場合は、裁判所へ提訴できる。</li> <li>・協定に加入していない方が制限を守らなくても、計画を止められない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律によるルールではないが、“適合しない計画の公表ができる”手続き等があることで、建築協定に比べて、地区全体でルールを守る抑止力が高いことが期待できる。</li> </ul>

10

# 地域まちづくりルール策定経緯

**「メール・ド種子地区 ルールづくりに関する第1回アンケート」結果のご報告**  
 「メール・ド種子地区 ルールづくりに関する第1回アンケート」にご協力いただき、ありがとうございます。  
 アンケート結果を集計いたしましたので、ご報告いたします。

◆アンケート期間 平成23年10月25日以降順次配布～11月10日期限  
 ◆アンケート配布数 323 (地区在住の方、関係地権者へ配布)  
 ◆回答回収数 215 (回収率は約67%)

■質問1 ■メール・ド種子地区について、将来、どのような「まち」になってほしいですか。(あてはまるものを全て選択)	○の数
1 戸建住宅が建ち並ぶ閑静なまち	150
2 日用品や理髪店等、生活に必要なお店があるまち	85
3 喫茶店等、憩いの地になるようなお店があるまち	57
4 診療所等があるまち	80
5 保育所や幼稚園、図書館等があるまち	27
6 寺社仏閣など宗教施設があるまち	0
7 老人ホームや寄附舎、下宿など様々な住まいがあるまち	9
8 銭湯などがあるまち	1
9 特に無い	12

■質問2 ■メール・ド種子地区について、将来、どのような「住宅」があるまちになってほしいですか。(あてはまるものを全て選択)	○の数
1 戸建住宅専用の住宅地	132
2 多世帯や3世帯でも住めるような、敷地を分割して建てたり、長屋などもある住宅地	50
3 グループホーム等の高齢者向け住宅などもある住宅地	39
4 ファミリータイプのアパートなど多様な家族向け住まいがある住宅地	29
5 単身者用アパートや下宿など、様々な住まいがある住宅地	4
6 特に無い	24

■質問3 ■メール・ド種子地区の住環境、生活環境について気になることは何ですか。(あてはまるものを全て選択)	○の数
1 近くに大きめの住宅が建ったり、敷地いっぱい建っているなど、圧迫感を感じている	14
2 草の茂った空き地や空き家が增多、防犯・防災上不安だ	69
3 ゴミ捨てや植栽の手入れなど、生活のルールが守られていない	49
4 特に気になっていることは無い	71

■質問4 ■地区独自のルールをどのような方向で検討していくのが良いと思いますか。(あてはまるものを全て選択)	○の数
1 「建築協定」から、「メール・ド種子地区のみんなで作る」地域まちづくりルール」という制度に必要する方向で進めればよい	72
2 「建築協定」を継続する(見直しを含む。)方向で進めればよい	44
3 地区独自のルールは必要だと思いが、制限内容を見てから判断したい	56
4 地区独自のルールは必要ないため、建築協定の有効期間で終了し、継続しなくてよい	15
5 よくわからない	27

自由意見欄にも多くのご意見をいただきました。意見の概要は、次のニュースや説明会等でご紹介したいと思います。  
 検討委員会では、○の数だけでなく、いただいたご意見も踏まえてルールづくりの検討を進めていきたいと考えています。

## 第1回アンケート回答内容

- “地区独自のルールが必要”という回答が多く、具体的には、大半の方が“戸建住宅や診療所等があるまち”を希望。
- 一方で“生活に必要なお店”や“2世帯、3世帯でも住める長屋”などを希望する声もあったため、具体的な制限内容を検討。

11

## 第2回アンケート回答内容

「メール・ド礒子地区 ルールづくりに関する第2回アンケート」結果のご報告

「メール・ド礒子地区 ルールづくりに関する第2回アンケート」にご協力いただき、ありがとうございました。アンケート結果を集計いたしましたので、ご報告します。

- ◆アンケート期間 平成24年4月22日以降順次配布～5月10日期限
- ◆アンケート配布数 322 (地区在住の方、関係地権者～配布)
- ◆回答回収数 224 (回収率は70%) ※下のグラフは回収数224に対する百分率

【問1】建物の用途制限に関する委員会の案①～④について、それぞれどう思いますか。

回答計	賛成	反対	その他	未回答	
①	214	191	17	6	10
②	209	144	56	9	15
③	206	125	77	4	18
④	202	158	37	7	22

グラフ左から ■賛成 ■反対 ■その他 ■未回答

案	賛成	反対	その他	未回答
①	85.3%	7.6%	8.5%	2.7%
②	64.3%	25.0%	6.7%	4.6%
③	55.8%	34.4%	8.0%	1.8%
④	70.5%	16.5%	9.8%	3.3%

【問2】建物の階数や壁面の位置等に関する委員会の案⑤～⑧について、それぞれどう思いますか。

回答計	賛成	反対	その他	未回答	
⑤	205	198	4	3	19
⑥	192	173	14	5	32
⑦	208	199	5	4	16
⑧	202	186	12	4	22

グラフ左から ■賛成 ■反対 ■その他 ■未回答

案	賛成	反対	その他	未回答
⑤	88.4%	1.8%	8.5%	1.3%
⑥	77.2%	6.3%	14.3%	2.2%
⑦	88.8%	2.7%	7.1%	1.8%
⑧	83.0%	5.4%	9.8%	1.8%

【問3】生活環境等のルールに関する委員会の案⑨～⑬について、それぞれどう思いますか。

回答計	賛成	反対	その他	未回答	
⑨	212	208	0	4	12
⑩	212	209	1	2	12
⑪	214	207	3	4	10
⑫	215	212	1	2	9
⑬	218	215	1	2	6

グラフ左から ■賛成 ■反対 ■その他 ■未回答

案	賛成	反対	その他	未回答
⑨	92.9%	0.0%	5.4%	1.8%
⑩	93.3%	0.4%	5.4%	0.9%
⑪	92.4%	1.3%	4.5%	1.8%
⑫	94.6%	0.4%	4.0%	0.9%
⑬	96.0%	0.4%	2.7%	0.9%

自由意見欄にも多くのご意見をいただきました。意見の概要は、次のニュース等でご紹介したいと思います。検討委員会では、○の数だけでなく、いただいたご意見も踏まえてルールづくりの検討を進めていきたいと考えています。

36

- 具体的な制限項目案をあげたところ、建築協定の内容を尊重した“地盤面変更の禁止や壁面の位置等の制限”や“生活環境のマナー”が多くの賛成を得た。
- 一方で、建物の用途制限について、過半数を超える賛成があったが、反対や“協議条件が不明確”、“総会で可否判断できるか疑問”などの意見があった「案件ごとに協議をし、必要に応じ総会などで意見を聞いたうえで可否判断をする『兼用住宅』、『家族向け共同住宅(50㎡/1戸以上)』、『高齢者向けサービス施設』について、「規模・内容」、「将来の建設見込み」、「閑静な住環境を阻害しないことを前提とした協議条件」、「可否判断までの最適な流れ」、などの検討を行った。

## ■ ニュースの発行

平成23年～平成24年

メール・ド礒子まちづくりニュース全6号＋臨時号発行

【資料0-2】

平成23年12月  
メール・ド礒子地区  
まちのルールづくりニュース 第1号

発行：メール・ド礒子地区・建築協定・地域まちづくりルール等検討委員会

第1回説明会の開催報告-第1回アンケートの集計結果報告

いつも皆様にはメール・ド礒子地区の環境維持にご尽力いただきありがとうございます。検討委員会では、平成25年3月にメール・ド礒子地区建築協定が有効期間満了となるため、後了後、まちのルールをどのようにしていくか、検討を進めています。

ルールの検討にあたっては、従来の建築協定のエリアではなくメール・ド礒子自治会のエリアを対象としております。今回、広く活動内容を知っていただくため、ニュースを発行し、エリアにお住まいの方とエリア外にお住まいの地権者を対象に配布することにいたしました。

ニュース第1号は、10月16日(日)に開催した「メール・ド礒子地区 まちのルールづくり第1回説明会」と10月25日(火)から11月10日(木)に実施した「メール・ド礒子地区 まちのルールづくり第1回アンケート」について、ご報告します。個々の内容につきまして、添付した資料をご覧ください。

今回は、すでに皆様にご報告をお知らせいたしました考え、単純集計等の形で報告しておりますが、第1回説明会や第1回アンケートにより

- ▶ 現在の戸建住宅地の閑静な雰囲気を壊したくない、など現状に満足されている意見
- ▶ 将来、高齢化が進んだらどうか、さみしいまちならぬかという不安
- ▶ 戸建住宅地の環境を壊さない程度に、生活に便利な施設も欲しいという意見
- ▶ 住環境では、空き地や空き家に対する防犯、防犯上の不安
- ▶ 生活環境では、ペットや薪木の管理、ゴミ出しなどマナーの向上を求める声

など、このほかにもたくさんのご意見をいただき、「まちづくりへの関心」が深く、「まちづくりのためにルールが必要だ」と感じている方が多いのではないかと受け止めています。

検討委員会では、引き続き検討を重ね、みなさまからの貴重なご意見をどのような方向でまとめていくのか、次のアンケートや説明会等でお聞きすることができるよう、準備を進めていきたいと思っております。

今後ともご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先：メール・ド礒子地区・建築協定・地域まちづくりルール等検討委員会  
事務局長 〇〇〇〇  
TEL: 〇〇〇〇 Eメール: 〇〇〇〇

※現在の建築協定の内容や第1回説明会の資料が必要な方はご連絡下さい。

25

重要

メール・ド礒子地区  
まちのルールづくりニュース

発行：メール・ド礒子まちづくりルール等検討委員会

平成24年12月

「メール・ド礒子まちづくりルール」が決定しました。

いつも皆様にはメール・ド礒子地区の環境維持にご尽力いただきありがとうございます。平成23年7月の検討委員会の発足以来、みなさまには、説明会やアンケートにご協力いただきありがとうございます。

このたび、平成24年11月18日に実施した「臨時総会」において、「メール・ド礒子まちづくりルール」(「メール・ド礒子まちづくりルール運営委員会(運営委員会合同)」「ルールの運用指針」等)が決定しました。

この「ルール」は、私たちみんなでメール・ド礒子のまちを守り育てていくためにつくりました。

ひきつづき、「ルール」にご理解いただき、協力いただきますようお願いいたします。

＜臨時総会の開催報告＞

日 時：平成24年11月18日(日) 10:00～12:00  
出席者数：委任状を含む247人(委員を含む)

議 案	決定内容
①メール・ド礒子まちづくりルールの決定	確定したルール 運営委員会、運営委員会委員名簿を添付しました。各自で保管するようにお願いします。
②メール・ド礒子まちづくりルール運営委員会の設置	臨時総会の決定をもって、平成24年11月18日から運営開始しました。
③メール・ド礒子まちづくりルールの運営開始日	臨時総会の決定をもって、平成24年11月18日から運営開始しました。
④「地域まちづくり組織」及び「地域まちづくりルール」の市への認定申請	市の支援を受けるため、市に認定申請を提出します。(H25年1月の予定)

＜運営委員会の役員決定の報告＞

臨時総会后、「メール・ド礒子まちづくりルール運営委員会」を開催し、会則に基づき、互選により、運営委員会役員を決定しました。お名前をどうぞご確認ください。

お問い合わせ先：メール・ド礒子まちづくりルール運営委員会 事務局長 藤澤 悠  
TEL: 045-772-5890 Eメール: h-yana@sanseio-hi-ho.co.jp

※臨時総会資料等が必要な方はご連絡下さい。

13

## 地域まちづくりルール策定経緯

### ■ 平成24年

11月:「メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会」発足

11月～翌年1月:運営委員会2回開催

### ■ 平成25年

1月:「メール・ド磯子まちづくりルール」に関して、

横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織及びルール認定申出



対象地区内での、まちづくりルールの一層の周知及び運営委員会への手続きの厳格化、近隣住民への事前説明の手続きの徹底をすることにより、地区の住環境を維持いくことを目的

4月:横浜市地域まちづくり推進条例に基づくまちづくりルールとして、「メール・ド磯子まちづくりルール」認定

⇒地域みんなで守るルールとして地区で運用開始

14

## 地域まちづくりルールの策定支援

### ■地権者リストの提供(H23)

### ■まちづくりの専門家派遣(H23)

検討委員会、アンケート、ニュース発行の支援

### ■活動助成金の交付(H23～H24)

検討に必要な事務用品費、会場費

合意形成などに必要な郵送費

ニュースやアンケート発行の際の印刷費 等

15



### (まちづくりの基本理念)

メール・ド磯子地区は、戸建住宅地を中心とした閑静な住宅地が形成され、住民のつながりによって住環境が守られています。

今後も引き続き、この豊かな住環境を守り育てることにより多様な世代がともに快適に暮らせるよう、メール・ド磯子地区にふさわしい戸建住宅を基本としたまちづくりを進めます。

### 【建築物等に関するルール<1>】

#### 建築協定による用途

- 一戸建住居専用住宅 (2世帯住宅を含む)
- 医院(獣医院を除く)併用住宅
- 公益上必要な建築物



#### ルールによる用途(第6条)

- 戸建住宅、長屋(2戸に限る)、共同住宅(2戸に限る)
- 診療所
- 自治会館
- 巡査派出所その他これに類する公益上必要な建築物
- 上記に掲げる建築物に附属する建築物

建築協定の用途の内容を継承しつつ、従来の建築協定では建築が制限されていた、長屋や共同住宅、単独の診療所の用途を新たに設定。

### 用途の特例(第7条)

- 兼用住宅
- 各戸の床面積が50㎡以上の家族向け共同住宅
- 高齢者向けのサービス施設
- その他運営委員会が必要と認めるもの

高齢化社会に対応しつつ、若い家族も住めるような、多様な世代で暮らし続けられるまちの実現のため、運営委員会との協議等により、住環境を阻害せず、区域住民に必要な範囲と認められる時に建築可能な建築物の用途を新設。

18

### 用途の特例に関する事項

#### 建てる時の『建築主等の遵守事項』(第7条3項)

- ・来客用駐車場等の設置、誘導
- ・ごみ置き場等の適切な配置
- ・屋外広告物の内容や照明への配慮
- ・屋外共用廊下等の設置位置
- ・戸建住宅地の街並みにあう形態意匠 など

#### 竣工後の『居住者・営業者等の遵守事項』(第13条)

- ・営業用の物品やごみ等の適切な管理
- ・臭気や騒音等を発生させない等
- ・営業時間は住環境に配慮し設定
- ・防災、防犯等の地域活動への協力 など

用途の特例(第7条)により建築物の建築を行う場合の  
建築主等の遵守事項も設定

19

### 建築協定によるその他制限事項

- 敷地面積の最低限度は125㎡
- 地階を除く建物の階数は2以下
- 建築物の高さは、地盤面から10m
- 敷地の地盤面は自動車車庫のための切土・盛土以外では、変更はできない
- 建物の外壁は隣地境界線から0.6m以上、前面道路境界から1m以上後退

### ルールによるその他制限事項

- 建物の階数は、地上2階以下・地下1階まで
- 敷地の地盤面は、自動車車庫やスロープ等のための切土・盛土以外では、変更はできない
- 建物の外壁は隣地境界線から0.6m以上、前面道路境界から1m以上後退

その他の制限については都市計画法に基づく制限(第一種低層住居専用地域)に住環境を維持するための上乗せのルールを定めたものとしている。

20

### 生活環境等のルール

#### ■敷地内の維持管理

- ・空き地、空き家の所有者等は、防災、防犯に努め、ごみ等の不法投棄の防止、防塵、除草など適切な管理を行うこと

#### ■生活マナーに関する事項

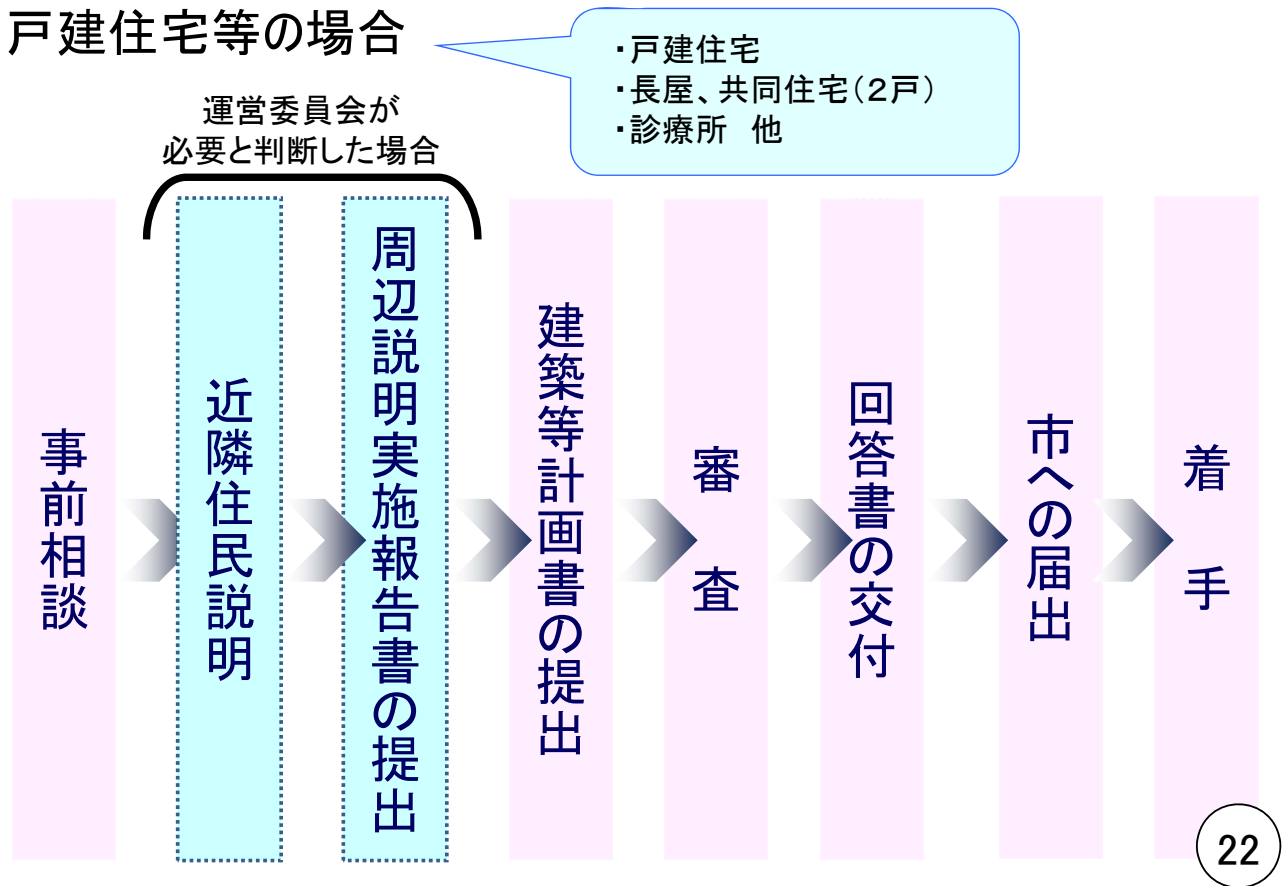
- ・ごみ捨ては、決められた日時、分別方法等を守る
- ・敷地内樹木は、近隣等に迷惑をかけないよう管理など

建築協定では定めることのできない、  
「生活環境等に関するルール」を新規で定めた

21

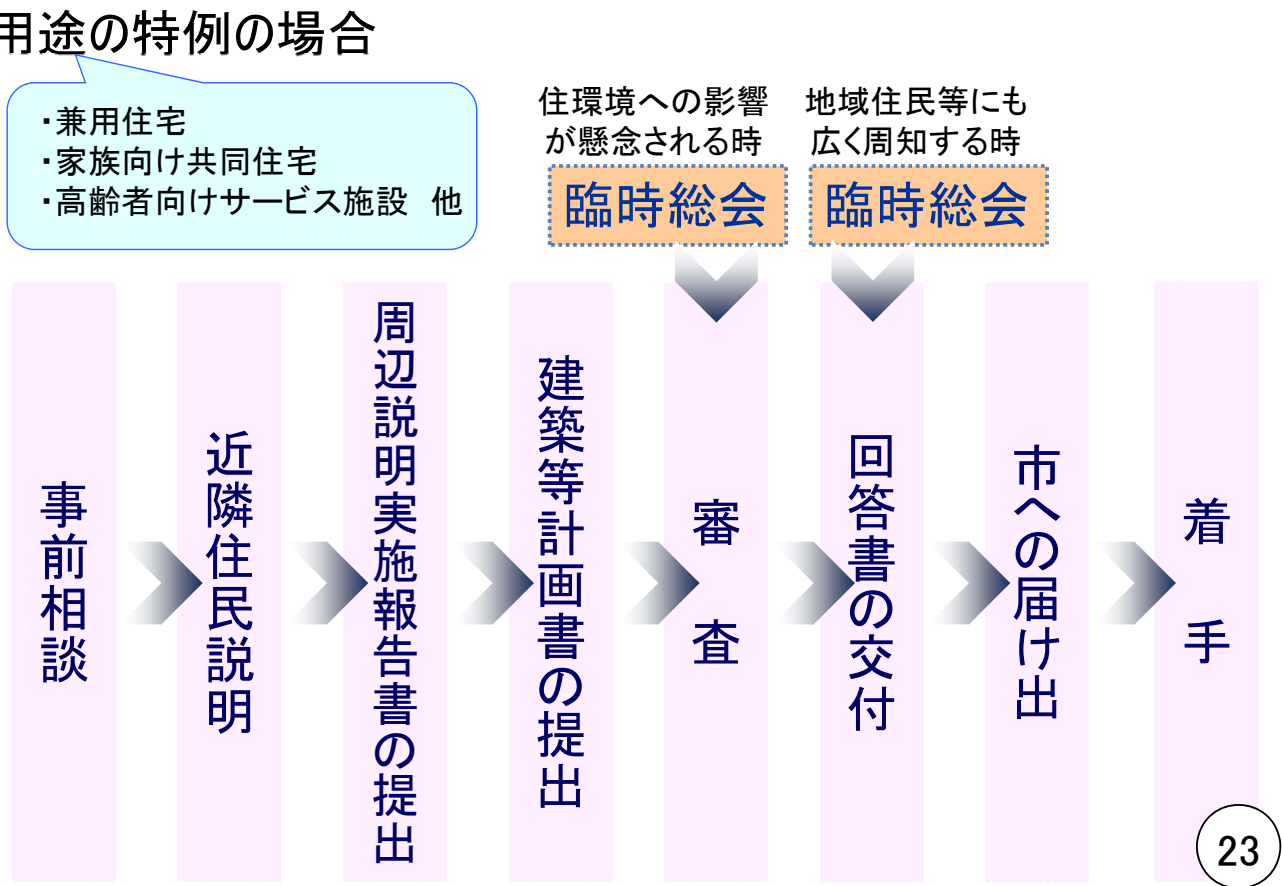
# メール・ド磯子まちづくりルールの内容

## 戸建住宅等の場合



# メール・ド磯子まちづくりルールの内容

## 用途の特例の場合



## メール・ド磯子まちづくりルールの内容

### ルール違反があった場合の流れ

対応方針について  
広く意見を聴く場合

臨時総会

違反の事実の確認

運営委員会で検討

違反者へ是正の要請

是正しない場合

運営委員会で検討

公表する場合

違反者の意見聴取

違反の公表の通知

違反の公表（会報等）

24

## メール・ド磯子まちづくりルール まとめ

👉 事前協議等の手続きを経ることで、用途の特例として一定の条件を満たした兼用住宅や家族向けの共同住宅、高齢者向けのサービス施設等を建築できる。

👉 建築協定で定めていた建築物の階数、敷地の地盤面の変更の禁止や建築物の外壁後退についても盛り込み、住環境を維持できるようにした。

👉 違反者に対して、是正措置を求めるとや違反した場合の措置（違反者の公表）を定めた。

👉 空き地・空き家の維持管理やごみ捨て方法等の生活マナー、兼用住宅等を営業する場を守るべき生活環境等のルールを定めた。

👉 区域内の建築等の行為に関して、近隣住民への事前説明や臨時総会の開催、運営委員会への届出等を明文化。

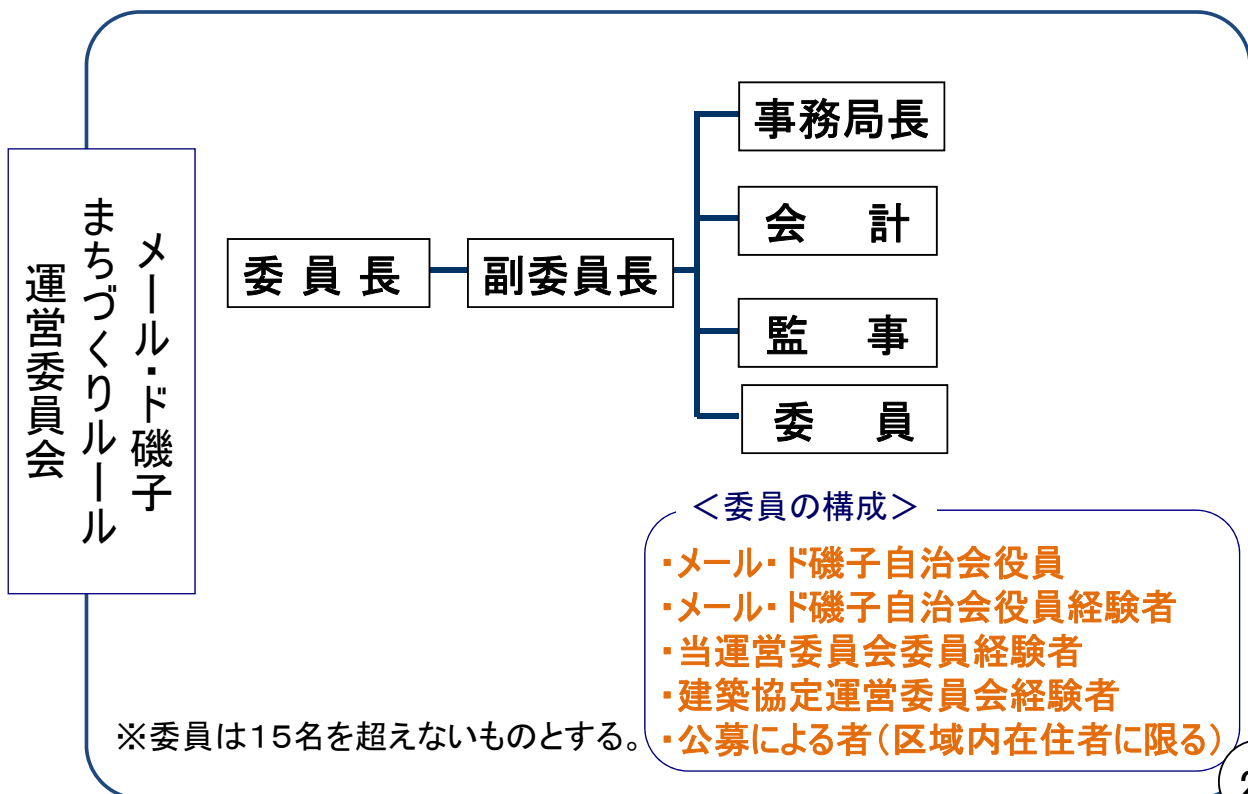
25

# メール・ド礒子まちづくりルール まとめ

制限項目	建築協定	地域まちづくりルール
建物の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸建専用住宅(2世帯住宅を含む)</li> <li>・医院(獣医院を除く)併用住宅</li> <li>・公益上必要とし、横浜市と協議の上、建築協定運営委員会が認める建築物</li> </ul>	第6条(建築物の用途) <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅、長屋(2戸に限る)、共同住宅(2戸限る)</li> <li>・診療所</li> <li>・自治会館</li> <li>・巡査派出所その他これに類する公益上必要な建築物</li> <li>・前各号に掲げる建築物に附属する建築物</li> </ul>
(用途の特例)	—	第7条(用途の特例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼用住宅</li> <li>・各戸の床面積が50㎡以上の家族向け共同住宅</li> <li>・高齢者向けサービス施設</li> </ul>
敷地の最低面積	敷地の分割はできない。ただし、分割後のそれぞれの敷地が125㎡以上の場合、この限りでない。 ※許可による125㎡～100㎡の緩和ができない	—
地盤面の変更	地盤面の変更は自動車車庫を建築するための切土、盛土以外では変更できない	地盤面の変更は自動車車庫やスロープ等のための切土、盛土以外では変更できない
高さ	地盤面からの高さ10mを超えない	—
階数	2階以下(地階を除く)	地上2階以下、地下1階まで
壁面の位置	隣地境界線から0.6m以上、前面道路境界線から1m以上後退	隣地境界線から0.6m以上、前面道路境界線から1m以上後退
生活環境等のルール	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の維持管理の規定(空き地又は空き家の管理)</li> <li>・生活マナーに関する事項の規定</li> </ul>

## (参考) 組織・ルールの認定について

### ◎運営委員会の構成



●認定後、運営委員会は「活動実績書」を横浜市に提出

活動実績書 ①検討活動

年月日	活動内容
平成23年7月10日	「メール・ド織子・建築協定・地域まちづくりルール等検討委員会」発足 第1回検討委員会 ・建築協定や地域まちづくりルール等の制度の研究
平成23年8月9日	第2回検討委員会 ・検討の進め方、まちづくりの課題等を意見交換
8月30日	第3回検討委員会 ・第1回説明会、第1回アンケートの検討
9月26日	第4回検討委員会 ・第1回アンケートの確認、第1回説明会の準備
9月29日	「第1回説明会開催案内」を配布
10月16日	「第1回説明会」開催 ・制度の説明、今後のルールづくりの方向性等を意見交換。
10月16日	第5回検討委員会 ・第1回説明会の振り返り、第1回アンケートの配布作業等の確認
10月24日 ～11月10日〆切り	「第1回アンケート」実施
11月29日	第6回検討委員会 ・アンケート結果の集計、意見交換、結果報告のニュース発行の確認。
12月11日	「メール・ド織子地区 まちのルールづくりニュース」第1号の発行 ・第1回アンケート・第1回説明会の結果報告
平成24年1月10日	第7回検討委員会 ・第1回アンケート・説明会の意見から制限案を検討
2月7日	第8回検討委員会 ・第2回説明会、第2回アンケートの検討
3月12日	第9回検討委員会 ・第2回説明会、第2回アンケートの検討
4月8日	「メール・ド織子地区 まちのルールづくりニュース」第2号の発行 ・第2回説明会開催案内 「メール・ド織子自治会」に出席 ・経過報告・第2回説明会の開催案内
4月10日	第10回検討委員会 ・第2回説明会の準備、ルールの制限案などを意見交換。
4月22日	「第2回説明会」開催 ・制限項目の説明、意見交換。
4月22日	第11回検討委員会 ・第2回説明会の振り返り、第2回アンケートの配布作業等の確認
4月23日頃 ～5月10日〆切り	「メール・ド織子地区 まちのルールづくりニュース」第3号の発行 「第2回アンケート」実施